**令和　　年度　　　　自治会（臨時）総会（役員会）議事録**

日　　時：

場　　所：

１．開会宣言

２．代表者挨拶

３．議長選出

　　〇〇〇〇〇規約第〇〇条に基づき，議長は〇〇が務めます。

４．議事（説明）

　指宿市〇〇〇字〇〇番〇の，◎◎（地目）についてお諮りします。

　この土地の所有者は，登記簿上，「　　　　　　　　方限」となっています。「　　　　　　　　方限」は，本自治会の前身団体であり，当該物件は，本自治会が所有する財産であります。また，本自治会の承諾のもと，現在の占有・管理者である○○○○氏が継承し，所有の意思をもって占有・管理してきており，そのことは，課税証明書（又は名寄せ台帳）において明らかであります。

　このことについて，現占有及び管理者である○○○○氏より，無償譲渡による所有権移転登記の申し出がありました。

なお，当該物件は，昭和22年５月３日政令（ポツダム政令）第15号第２条第２項により，市に帰属した財産であり，その後，日本は主権を取り戻し，ポツダム政令は廃止されましたが，市町村による取り消し措置がとられない限り公定力があるとされています。

そのため，「指宿市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例」第３条第１項第５号に該当する財産として，本自治会が市に対し，無償譲渡申請を行い，一旦，指宿市に帰属させるための保存登記を行ってもらうとともに，その登記が完了した後に，本自治会が市から無償譲渡を受ける必要があります。また，本自治会が無償譲渡を受け所有権移転を行った後は，本自治会から○○○○氏に無償譲渡し，所有権移転の登記手続きが必要です。

なお，○○○○氏からは，一連の土地の所有権移転登記にあたり，第三者からの異議申し立てがあった場合は，所有権移転する個人が責任を持って解決し，指宿市及び本団体には，一切の迷惑をかけないこと，また，市への申請，市から本自治会への無償譲渡による所有権移転，本自治会から○○○○氏への無償譲渡手続き及び所有権移転登記に係る費用については，全てを○○○○氏が負担する旨の誓約書の提出を受けております。

最後に，これら一連の手続きを行うためには，この内容に異議を申し出る者がいないことを承認いただく必要があります。

　皆様，ご異議ありませんでしょうか。

（全員）

異議なし

（議長）

異議なしということですので，指宿市〇〇〇字〇〇番〇の土地は，「　　　　　　　　方限」の後身団体である本自治会の承諾のもと，現在の占有・管理者である○○○○氏が継承し，所有の意思をもって占有・管理してきている財産であることから，本自治会が「指宿市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例」第３条第１項第５号に該当する財産として，市に無償譲渡申請を行い，一旦，ポツダム政令に基づき指宿市に帰属させるための保存登記を行ってもらうとともに，その登記が完了した後に，本自治会が市から無償譲渡を受け，所有権移転を行った後は，本自治会から○○○○氏に無償譲渡し，所有権移転の登記手続きを行うことを承認議決いたします。

以上で，議事は終了いたします。ありがとうございました。

○○○○自治会（認可地縁団体名）

　区　長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

　集落長　指宿市○○○○番地○○　　○○　○○　印

※　上記押印に加え，ホッチキスで綴じた後，全員の割印も押印ください。